

地方財務会計制度の見直しの手法について

見直しの手法① ～ 地方財務会計制度の規律性に見直しに伴う安全性水準・適正性を担保するための措置

【現状】

リスク回避・最小化が原則



事務処理の効率性 **低**
事務処理のコスト **高**
住民の利便性・役務提供の質 **低**

安全性水準の検証

※現行の公金保管の水準「最も確実かつ有利な方法」（地方自治法 § 235-4）

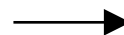
- 水準のレベル
- 水準の決定主体、方法等

安全性水準・適正性を担保するための補完・代替措置の検討

- リスク負担・マネジメントの主体・方法
- アウトソーシング・プラットフォーム化の場合のリスク負担・マネジメント主体・方法

【見直し後】

制度保障等による適切なリスクマネジメント



事務処理の効率性 **高**
事務処理のコスト **低**
住民の利便性・役務提供の質 **高**

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置①

例① 指定金融機関制度

地方公共団体

- ・「最も確実かつ有利な方法により公金を保管しなければならない」(地方自治法 § 235-4)
- ・「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか公金の徴収等は私人に取り扱わせてはならない」(地方自治法 § 243)

← ● 議会の議決を経た上で指定 (地方自治法 § 235①、地方自治法施行令 § 168①)

← ● 担保提供義務等 (地方自治法施行令 § 168-2)

← ● 会計管理者検査・監査委員監査 (地方自治法施行令 § 168-4)

← ● 指定契約 ※私法上の契約

← ● 銀行法等の金融業規制、会社法等の法人規制に関する法令

← ● 全銀ネット・コルレス契約等の業界慣行等

地方自治法等による指定
金融機関としての規範

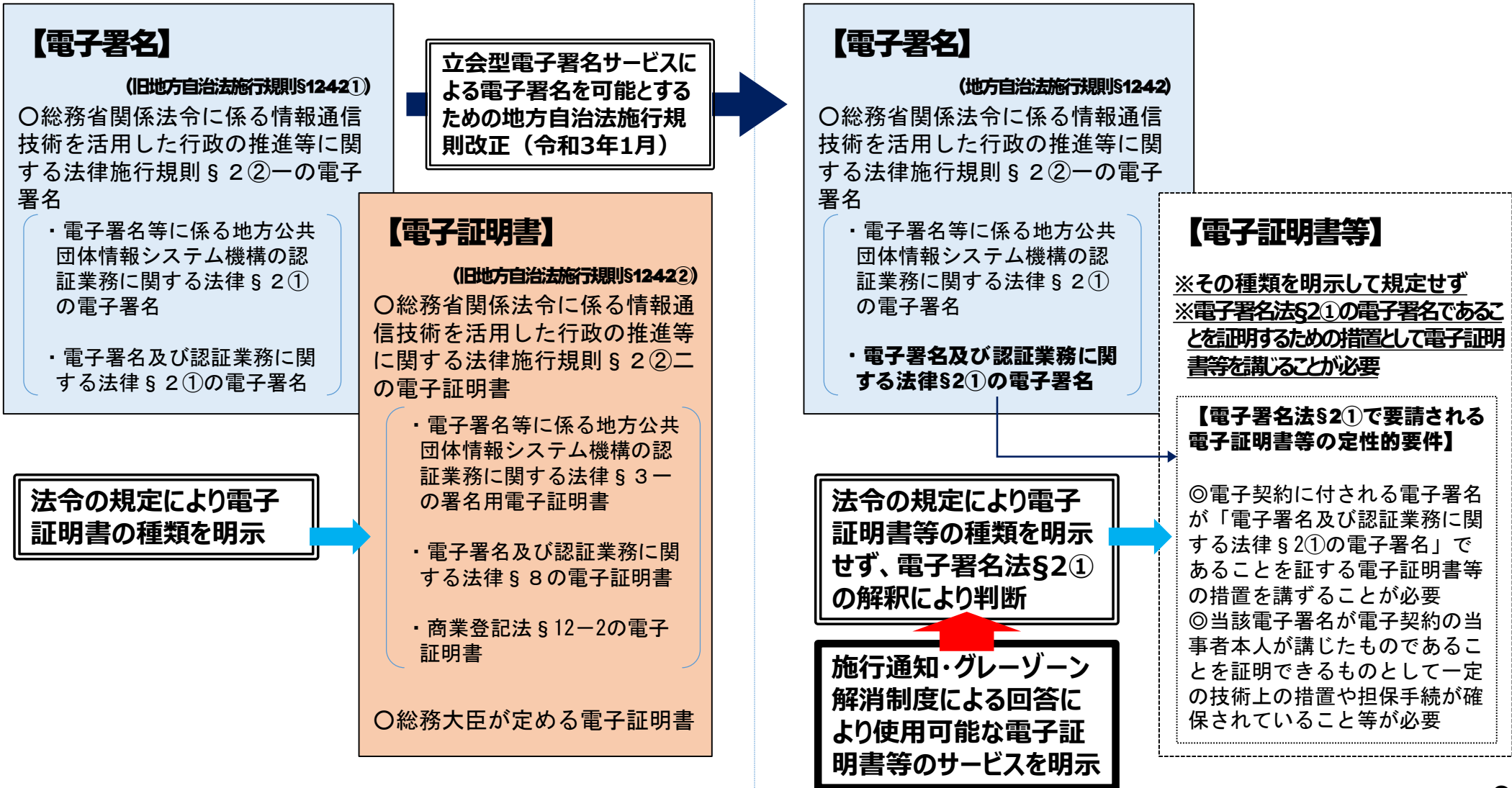
一般の金融機関としての
規範・慣行等

指定金融機関

- ・「金融機関を指定して公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる」(地方自治法 § 235①②)

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置②

例② 電子契約における電子証明書等



(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置③

例③ 企業会計基準

会社法 § 431

「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 § 1②

「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」

企業会計審議会 (金融庁)

企業会計基準

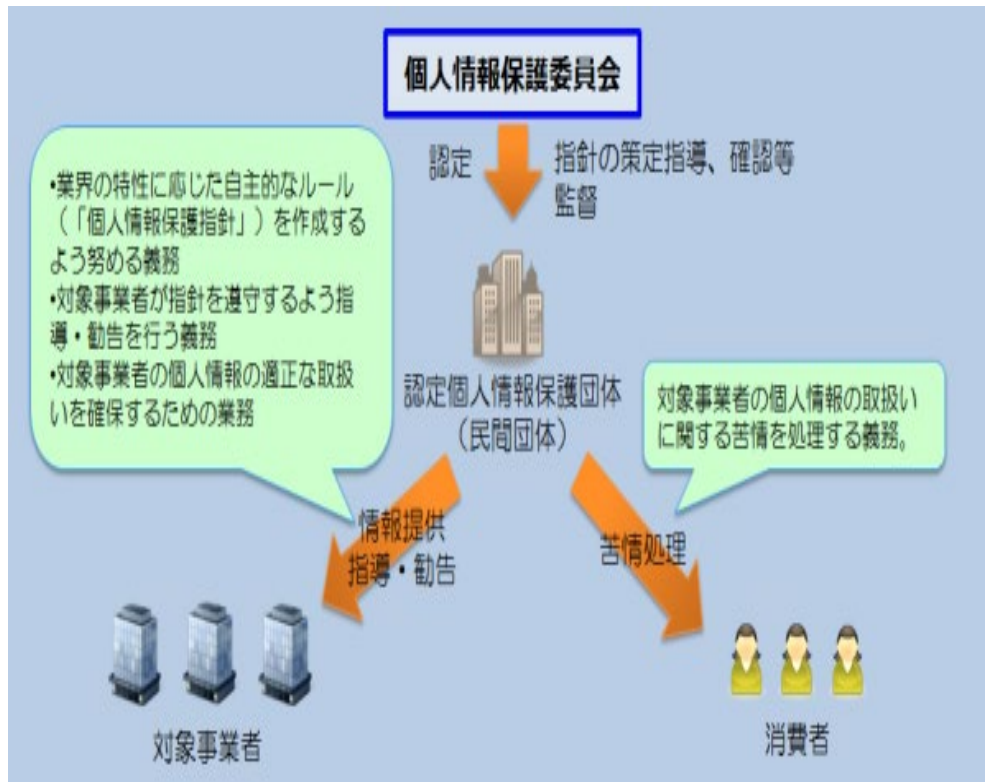
**企業会計基準委員会
(公益財団法人財務会計基準機構)**

国際会計基準審議会

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置④

例④ 認定個人情報保護団体

- 業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた法人等
- 認定個人情報保護団体は、個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理等を行うほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、その個人情報保護指針に基づいて対象事業者を指導。



(資料出所：個人情報保護委員会HP)

◇個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

(認定)

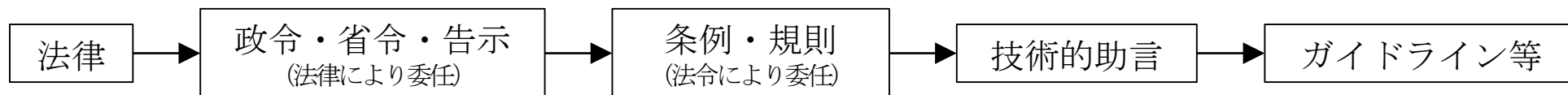
- 第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行うものとする法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。
- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2・3 略

(個人情報保護指針)

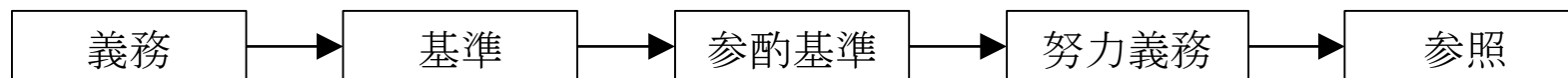
- 第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
 - 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

見直しの手法② ～ 規律密度の緩和

<規律の根拠の緩和>



<規律の規範性の緩和>

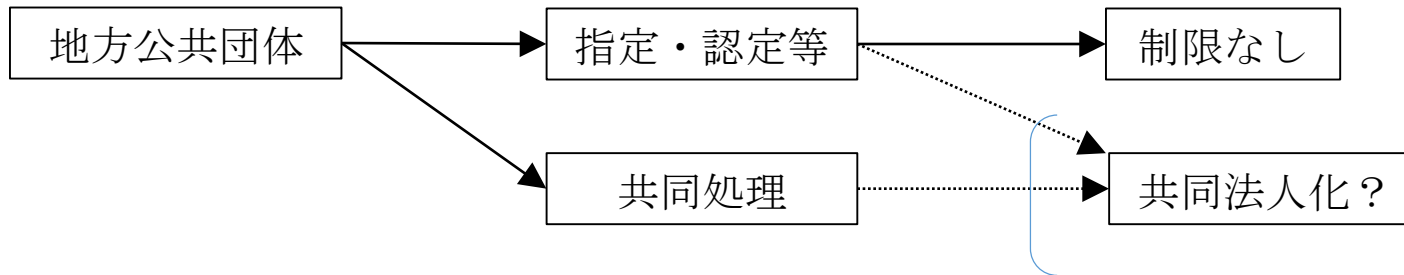


<検討の視点>

- ・ 規律の作成主体・意思形成過程をどうするか。
- ・ 地方財務会計制度によるリスクマネジメントの在り方に基づくことが必要。
- ・ 民主的統制と法律による行政の原理を踏まえることが必要。

見直しの手法③ ～ プラットフォームの創出

<財務行為の実施主体の在り方>



<検討の視点>

- ・ 指定・認定等の判断主体を国とするか、当該地方公共団体とするか。
- ・ 実施主体の見極めに当たっては、現在・今後の決済サービス等の民間サービスの実態・動向や法令等による統制の状況を十分に踏まえることが必要。
- ・ 地方財務会計制度によるリスクマネジメントの在り方に基づくことが必要。